

## 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当の申請について

国民健康保険加入者で新型コロナウイルスに感染もしくは疑いのある被用者に、傷病手当を支給します

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、船橋市国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その治療のため労務に服することができなかった期間に傷病手当金を支給します。  
(支給は一定の要件を満たした場合になります。)

### 【支給要件】

下記が要件となりますが、給与収入の全部または一部を受けることができる方に対しては、給与をうけることができる期間は傷病手当金の金額が調整されたり、支給できない場合があります。

### 【1. 対象者】

国民健康保険に加入している被用者のうち、**令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間**に、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない方。

※個人事業主の方は、対象になりません。

※申請の時効は、労務に服することができなかった日（休んだ日）ごとに、その翌日から**2年間**です。

### 【2. 支給対象となる日】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間（最長1年6か月）のうち、労務に就くことを予定していた日。

### 【3. 支給額】

(直近の継続した3月間の給与収入の額の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3 × 支給対象となる日数

・申請書は、様式第1号～第4号の4枚1組になります。

【様式第4号（医療機関記入用）について】

様式第4号（医療機関記入用）は、急激な感染拡大への対応のため、令和4年8月9日から当面の間、臨時的な取扱いとして添付不要としています。

【様式第2号および3号について】

様式第2号（被保険者記入用）および3号（事業主記入用）については、事業主の方に証明をしていただく必要があります。

勤務先が複数の場合など、1カ所でまとめて証明をもらえない場合は、用紙をコピーし、それぞれの勤務先でいただってください。

なお、療養期間の確認のため、記載内容について確認をさせていただく場合がございますのでご了承ください。

【支給（不支給）について】

支給（不支給）が決定したときは、世帯主あてに通知をお送りいたします。

申請書の受理から振込まで2か月程度かかります。

【時効について】

申請の時効は、労務に服することができなかった日（休んだ日）ごとに、その翌日から**2年間**です。

<問い合わせ・申請先>

〒273-8501  
船橋市湊町2-10-25  
船橋市国保年金課

電話047-436-2395